

参考資料 1

消防法令適合通知書交付申請書

年 月 日	
(消防長又は消防署長) 様	
申請者 住 所 氏 名	
下記の旅館又はホテルについて、消防法令に係る消防法令適合通知書の交付を申請します。	
記	
1 名称(旅館又はホテルの名称)	
2 所在地(旅館又はホテルの所在地)	
3 申請理由区分	
ア 旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条の規定による営業の許可	
イ 旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号)第4条の規定による施設又は設備の変更届	
ウ 国際観光ホテル整備法(昭和24年法律第279号)第3条又は第18条第1項の規定による登録	
エ 国際観光ホテル整備法第7条第1項又は第18条第2項において準用する第7条第1項の規定による施設に関する登録事項の変更の届出	
オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第3条の規定による営業許可	
カ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第9条の規定による構造又は設備の変更等の承認、届出	
整理番号	交付番号
受理年月日	交付年月日

注) 様式は、それぞれの消防署にお問い合わせください。

様式第1（第3条関係）（表面）

特定施設（有害物質貯蔵指定施設）設置（使用、変更）届出書

年 月 日

徳島県知事 殿

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては
その代表者の氏名

届出者

水質汚濁防止法第5条第1項、第2項又は第3項（第6条第1項又は第2項、第7条）の規定により、
特定施設（有害物質貯蔵指定施設）について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称			※整理番号	
工場又は事業場の所在地			※受理年月日	年 月 日
第5条第1項関係	特定施設の種類の種類		※施設番号	
	有害物質使用特定施設の該当の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	※審査結果	
	△特定施設の構造	別紙1のとおり。	※備考	
	△特定施設の設備（有害物質使用特定施設の場合に限る。）	別紙1の2のとおり。		
	△特定施設の使用の方法	別紙2のとおり。		
	△汚水等の処理の方法	別紙3のとおり。		
	△排出水の汚染状態及び量	別紙4のとおり。		
	△排出水の排水系統別の汚染状態及び量	別紙5のとおり。		
△排出水に係る用水及び排水の系統	別紙6のとおり。			
第5条第2項関係	有害物質使用特定施設の種類の種類			
	△有害物質使用特定施設の構造	別紙7のとおり。		
	△有害物質使用特定施設の使用の方法	別紙8のとおり。		
	△汚水等の処理の方法	別紙9のとおり。		
	△特定地下浸透水の浸透の方法	別紙10のとおり。		
	△特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統	別紙11のとおり。		

様式第1 (裏面)

第5条第3項関係	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	<input type="checkbox"/> 有害物質使用特定施設 <input type="checkbox"/> 有害物質貯蔵指定施設		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙12のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙13のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙14のとおり。		
	△施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙15のとおり。		

- 備考
- 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる号番号及び名称（指定地域特定施設にあつては、名称）を記載すること。
 - 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙1の2を提出することを要しない。
 - 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。
 - 4 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
 - 5 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 6 排水の排水系統別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届出書に限つて欄を設けること。
 - 7 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 8 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

特定施設の構造

工場又は事業場における施設番号		
特定施設号番号及び名称		
型 式		
構 造		
主 要 寸 法		
能 力		
配 置		
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	年 月 日	年 月 日
工事完成予定年月日	年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日
その 他 参 考 と な る べ き 事 項		

- 備考 1 配置の欄には、当該特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。
- 2 その他参考となるべき事項の欄には、当該特定施設が有害物質使用特定施設に該当する場合には、施設の床面及び周囲の構造等を記載すること。

特定施設の設備

工場又は事業場における施設番号		
特定施設番号及び名称		
設 備		
構 造		
主 要 寸 法		
配 置		
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	年 月 日	年 月 日
工事完成予定年月日	年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日
その他参考となるべき事項		

- 備考 1 有害物質使用特定施設に該当しない場合には、本様式を提出することを要しない。
- 2 配置の欄には、当該特定施設の設備の配置を記載すること。

特定施設の使用の方法

工場又は事業場における施設番号					
特定施設番号及び名称					
設置場所					
操業の系統					
使用時間間隔					
1日当たりの使用時間					
使用の季節的変動					
原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量					
汚水等の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
汚水等の量 (m ³ /日)		通常	最大	通常	最大
その他参考となるべき事項					

備考 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

汚水等の処理の方法

工場又は事業場における施設番号									
処理施設の設置場所									
設置年月日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
工事着手予定年月日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
工事完成予定年月日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
使用開始予定年月日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
種類及び型式									
構造									
主要寸法									
能力									
処理の方式									
処理の系統									
集水及び導水の方法									
使用時間間隔									
1日当たりの使用時間									
使用の季節変動									
消耗資材の1日当たりの用途別使用量									
汚水等の汚染状態及び量	種類・項目	通常		最大		通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
	量(m ³ /日)								
残さの種類、1月間の種類別生成量及び処理方法									
排出水の排出方法									
その他参考となるべき事項									

- 備考 1 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。
- 2 排水水の排出方法の欄には、排水口の位置及び数並びに排出先を含め記載すること。

排水水の汚染状態及び量

工場又は事業場における 施設番号					
排水水の 汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
排水水の量 (m ³ /日)		通常	最大	通常	最大
その他参考となるべき 事項					

備考 排水水の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

排水水の排水系統別の汚染状態及び量

										指定項目の別					
業種 その他の 区分	汚染状態 (mg/l)		水 量 (m ³ /日)						汚濁負荷量 (kg/日)		※				
	通常	最大	通常	最大	Qco	Qci	Qcj	通常	最大						
特定排水水															
合 計															
特定排水水 以外の 排水水	汚染状態 (mg/l)		水 量 (m ³ /日)		汚濁負荷量 (kg/日)										
	通常	最大	通常	最大	通常	最大									
合 計															
その他 参考事 項															

- 備考
- 1 本紙の記載にあたっては、指定項目ごとに作成すること。
 - 2 指定項目の別の項、汚染状態の項及び汚濁負荷量の項には、指定項目について記載すること。
 - 3 窒素含有量について記載する場合には、「Qco」を「Qno」と、「Qci」を「Qni」と読み替え、Qcjの項には記載しないこと。
 - 4 りん含有量について記載する場合には、「Qco」を「Qpo」と、「Qci」を「Qpi」と読み替え、Qcjの項には記載しないこと。
 - 5 ※印の欄には記載しないこと。

用水及び排水の系統

<p>用水及び排水の系統</p>			
<p>用途別用水使用量</p>	<p>用 途</p>	<p>使 用 水</p>	<p>用水使用量(m³/日)</p>

様式第1号（第2条関係）

旅館業許可申請書

年 月 日

徳島県知事 殿

申請者 住所
フリガナ
氏名

年 月 日生

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名〕

旅館業を営みたいので、次のとおり申請します。

旅館業の施設	所在地			
	名称		電話番号	
営業の種別	1 旅館・ホテル営業 2 簡易宿所営業 3 下宿営業			
旅館業の施設が1から4までに該当することの有無	有・無 〔有の場合 は、該当 区分〕	1 キャンプ場等の特定の季節に限り営業するもの 営業期間 月 日から 月 日まで 2 交通が著しく不便な地にある利用度の低いもの 3 体育大会等のために一時的に営業するもの 営業期間 月 日から 月 日まで 4 農林漁業体験民宿業に係るもの		
申請者が1から8までに該当することの有無	有・無 〔有の場合 は、該当 区分〕	1 精神の機能の障害により、旅館業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 3 禁錮以上の刑又は旅館業法に基づく罰金以下の刑の執行が終わった日等から起算して3年を経過していない者 刑の執行が終わった日等 年 月 日 4 許可の取消しの日から起算して3年を経過していない者 許可の取消しの日 年 月 日 5 旅館業法第3条第2項第5号に規定する暴力団員等 6 未成年者でその法定代理人が1から5までのいずれかに該当するもの (1) 法定代理人の氏名 (2) 該当する1から5までの区分及び刑の執行が終わった日等又は許可の取消しの日 区分 年 月 日 7 業務を行う役員が1から5までのいずれかに該当する法人 (1) 当該役員の氏名 (2) 該当する1から5までの区分及び刑の執行が終わった日等又は許可の取消しの日 区分 年 月 日 8 暴力団員等がその事業活動を支配する者		
旅館業の施設の構造設備	別紙により記載			

備考 次に掲げる書類を添付すること。

- 1 旅館業の施設の構造設備を明らかにした平面図及び立面図
- 2 旅館業の施設の設置場所の周囲おおむね200メートルの区域内の見取図（おおむね100メートルの区域内に学校、保育所、博物館等がある場合には、その施設との距離を明示すること。）
- 3 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書（設立の登記を必要とする法人に限る。）

別紙

敷地面積			m ²	建物の構造	造 階建て 棟			
建築面積			m ²					
旅館業対象延べ面積			m ²					
使用する水の種類	水道水・その他（ ）			調理室の有無	有（ ）階）・無			
玄関帳場等の有無	有（ ）階）・無（代替設備等）							
客 室	階	室名	寝台の有無	床面積	定員	客室附帯設備の有無		
			有（ ）台）・無	m ²	人	浴室	洗面設備	便所
			有（ ）台）・無			有・無	有・無	有・無
			有（ ）台）・無			有・無	有・無	有・無
			有（ ）台）・無			有・無	有・無	有・無
			有（ ）台）・無			有・無	有・無	有・無
			有（ ）台）・無			有・無	有・無	有・無
			有（ ）台）・無			有・無	有・無	有・無
			有（ ）台）・無			有・無	有・無	有・無
			有（ ）台）・無			有・無	有・無	有・無
計	室							
共同用浴室	階	男性用	女性用	男女兼用	換気設備	脱衣室の設備		
		箇所	箇所	箇所	窓・機械設備	かご・棚・ロッカー・その他（ ）		
					窓・機械設備	かご・棚・ロッカー・その他（ ）		
					窓・機械設備	かご・棚・ロッカー・その他（ ）		
					窓・機械設備	かご・棚・ロッカー・その他（ ）		
計								
共同用洗面所	階	洗面設備		水栓数	湯栓数	混合栓数		
		箇所		個	個	個		
計								
共同用便所	階	男性用	女性用	男女兼用	水洗・くみ取の別	換気設備		
		箇所	箇所	箇所	水洗・くみ取	窓・機械設備		
					水洗・くみ取	窓・機械設備		
					水洗・くみ取	窓・機械設備		
					水洗・くみ取	窓・機械設備		
計								

様式第7号（第12条関係）

（表）

年 月 日

整理番号：

※申請者、届出者による記載は不要です。

徳島県知事 殿

営業許可申請書・営業届（新規・継続）

食品衛生法（第55条第1項・第57条第1項）の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

※以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。

申請者又は届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（□）

申請者・届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX 番号：	
	電子メールアドレス：		法人番号：	
	申請者・届出者住所 ※法人にあつては、所在地			
	(ふりがな) 申請者・届出者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名		(生年月日) 年 月 日生	
営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX 番号：	
	電子メールアドレス：			
	施設の所在地			
	(ふりがな) 施設の名称、屋号又は商号			
	(ふりがな) 食品衛生責任者の氏名 ※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。	資格の種類 受講した講習会	食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥 都道府県知事等の講習会（適正と認める場合を含む。） 講習会名称 年 月 日	
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装		自由記載	
	自動販売機の型番	業態		
HACCP の取組	※引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。 <input type="checkbox"/> HACCP に基づく衛生管理 <input type="checkbox"/> HACCP の考え方を取り入れた衛生管理			
業種に応じた情報	指定成分等含有食品を取り扱う施設			<input type="checkbox"/>
	輸出食品取扱施設 ※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。			<input type="checkbox"/>
営業届出	営 業 の 形 態		備 考	
	1			
	2			
	3			
担当者	(ふりがな) 担当者氏名		電話番号	

(裏)

申請者・届出者情報	法第55条第2項関係		該当には <input checked="" type="checkbox"/>	
	(1) 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者		<input type="checkbox"/>	
	(2) 食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者		<input type="checkbox"/>	
	(3) 法人であつて、その業務を行う役員のうち(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの		<input type="checkbox"/>	
営業施設情報	令第13条に規定する食品又は添加物の別	<input type="checkbox"/> ①全粉乳(容量が1,400グラム以下である缶に収められたもの) <input type="checkbox"/> ②加糖粉乳 <input type="checkbox"/> ⑤魚肉ハム <input type="checkbox"/> ⑧食用油脂(脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの) <input type="checkbox"/> ③調製粉乳 <input type="checkbox"/> ⑥魚肉ソーセージ <input type="checkbox"/> ⑨マーガリン <input type="checkbox"/> ⑩添加物(法第13条第1項の規定により規格が定められたもの) <input type="checkbox"/> ④食肉製品 <input type="checkbox"/> ⑦放射線照射食品 <input type="checkbox"/> ⑩ショートニング		
	(ふりがな)	資格の種類		
	食品衛生管理者の氏名 ※「食品衛生管理者選任(変更)届」も別途必要	受講した講習会	講習会名称	年 月 日
	使用水の種類 ① 水道水 (<input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 専用水道 <input type="checkbox"/> 簡易専用水道) ② <input type="checkbox"/> ①以外の飲用に適する水	自動車登録番号	※自動車において調理をする営業の場合	
業種に応じた情報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設	<input type="checkbox"/>
	ふぐの処理を行う施設			<input type="checkbox"/>
	(ふりがな)		認定番号等	
添付書類	<input type="checkbox"/> 施設の構造及び設備を示す図面	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/> (飲用に適する水使用の場合) 水質検査の結果	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
営業許可業種	許可の番号及び許可年月日	営業の種類	備考	
	1	年 月 日		
	2	年 月 日		
	3	年 月 日		
	4	年 月 日		
備考				

備考 太枠内は、営業の許可を受けようとする場合にのみ記載すること。

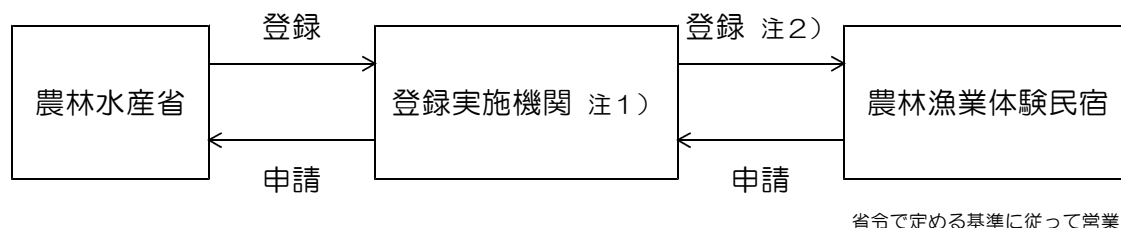
参考資料2

農林漁業体験民宿登録制度

(農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律)

(1) 制度の概要

農林漁業体験民宿業を営む者は、農林漁業体験民宿に係る営業方法に関して農林水産省令で定める基準に従って営業を行うとき、「登録農林漁業体験民宿」として、登録実施機関に登録することができます。



注1) 余暇法に定める基準を満たせば、どなたでも登録実施機関の登録を受けることができます。

現在登録を受けているのは、一般財団法人都市農山漁村交流活性化機構、及び株式会社百戦錬磨です。

2) 農林漁業体験民宿の登録基準は、余暇法に定められております。

○省令で定める農林漁業体験民宿業者の登録基準（余暇法第16条）

- 1 農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務の提供に関すること
 - ・施設の適切な管理、人員の適切な配置、事故発生時等の対応のための体制整備、内容及び料金の明示など
- 2 利用者の生命又は身体について損害が生じた場合におけるその損害をてん補する措置に関すること
 - ・保険契約等の締結など
- 3 地域の農林漁業者との調整に関すること
- 4 その他
 - ・希少な野生動物等の生態への配慮など

(2) 制度のメリット

- 1 公認の「農林漁業体験民宿業」の看板を掲げることができる。
- 2 登録機関が実施するサービスを利用することができる。

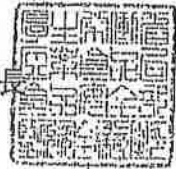


食安監発第0721002号
平成17年7月21日

都道府県
保健所設置市
特別区

衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長



農林漁業者等による農林漁業体験民宿施設の取扱いについて

農林漁業者等が農林漁業体験民宿において、食品を調理し、又は設備を設けて客に飲食させる場合には、食中毒発生防止等の観点から、食品衛生法に基づく飲食店営業の許可が必要です。

一方、本年7月21日の副大臣会議において、都市と農山漁村の共生・対流の一層の推進の観点から、農林漁業体験民宿の取組の円滑化を図るとされたところです。

つきましては、農林漁業体験民宿に係る各都道府県等が定める施設基準等の許可要件については、各都道府県等において関係部局間で十分に協議を行い、施設の規模、提供される食事の種類、数量等を考慮し、必要に応じ条例改正の検討や弾力的運用を行うなど、適切に対応されるようお願いします。

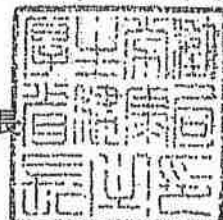
例えば、農林漁業者が既存の家屋で農林漁業体験民宿を開業する場合には、一回に提供する食事数の制限や定期的な食品衛生に関する講習会の受講等により、施設基準の緩和が可能であること等に留意をお願いします。



健 発 第 0325005 号
平成 15 年 3 月 25 日

各 〔 都道府県知事
政令市長
特別区長 〕 殿

厚生労働省健康局長



「旅館業法施行規則の一部を改正する省令」の施行について

旅館業法施行規則の一部を改正する省令が、平成 15 年 3 月 25 日厚生労働省令第 48 号をもって、別添のとおり公布されたところであるが、その趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、その実施に遺憾なきようお願いしたい。

記

第 1 改正の趣旨

地域の特性に応じた経済活性化等の構造改革特区推進の理念にかんがみ、農林漁業者が農林漁業体験民宿業を行う場合について、簡易宿所営業の基準の適用に係る特例措置を設けるものであること。

第 2 改正の内容

農林漁業者が農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成 6 年法律第 46 号）第 2 条第 5 項に規定する農林漁業体験民宿業を営む施設については、旅館業法施行令第 1 条第 3 項第 1 号に定める簡易宿所営業の客室延床面積の基準を適用しないこととする。

第 3 施行期日

平成 15 年 4 月 1 日

国住指第 2496 号
平成 17 年 1 月 17 日

都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長



農家民宿等に係る建築基準法上の取扱いについて（技術的助言）

農林漁業者が農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成 6 年法律第 46 号）第 2 条第 5 項に規定する農林漁業体験民宿業を営む施設（以下「農家民宿等」という。）については、平成 15 年 3 月 25 日に旅館業法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 28 号）が改正され、客室の床面積の合計が 33 ㎡未満であっても必要な条件を満たしていれば、旅館業法上の簡易宿所営業の許可の対象となったところである。

簡易宿泊所については、昭和 39 年 9 月 19 日住指発第 168 号において、建築基準法上旅館に含まれるものとして取り扱う旨通知しているところであるが、住宅の一部を農家民宿等として利用するものうち、客室の床面積の合計が 33 ㎡未満であって、各客室から直接外部に容易に避難できる等避難上支障がないと認められる建築物については、上記通知にかかわらず、建築基準法上旅館に該当しないものとして取り扱われたい。

また、建築基準法施行令第 128 条の 4 第 4 項の適用に当たって、住宅の一部を農家民宿等として利用するものについては、住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものとして取り扱って支障がないものと考えられるので、その旨申し添える。

なお、貴管内特定行政庁及び貴都道府県知事指定の各指定確認検査機関に対しても、この旨周知方お願いする。

国総観旅第526号
平成15年3月20日

(社)日本旅行業協会理事長
(社)全国旅行業協会専務理事 殿
各都道府県観光主管部長

国土交通省総合政策局
観光部旅行振興課長

農家民宿が自ら宿泊者に対して行う農業体験サービスに関する
旅行業法上の解釈の明確化について

構造改革特区推進本部決定の「構造改革特区推進のための基本方針」に基づく「構造改革特区推進のためのプログラム」(別添参照)において、構造改革特区の推進と並行し、構造改革特区に限定するのではなく、全国において実施する規制改革事項として「農家民宿が自ら宿泊者に対して行う農業体験サービスに関する旅行業法上の解釈の明確化」が挙げられており、平成14年度中に、「グリーン・ツーリズム推進のため、農家民宿が運送、宿泊サービスを自ら提供して、これに農業・農林体験への参加を付与して販売する場合は、旅行業法の対象とならないことにつき、解釈を明確化し、関係団体・関係者に対し、その趣旨の徹底を図る。」こととされたところである。

標記については、平成8年2月9日付け運観旅第74号「旅行業法施行要領」の第一定義1旅行業2)における「宿泊事業者が行うゴルフや果樹園との提携企画等運送又は宿泊部分を自ら提供し(代理、媒介、取次、利用のいずれにも該当せず、したがって基本的旅行業務とならない)これに運送、宿泊サービス以外のサービスの手配を付加して販売する場合は旅行業に該当しない」との解釈を踏まえ、下記のとおり取り扱うこととしたので、貴協会会員(関係者)に対し周知徹底されたい。

記

農家民宿が自ら提供する運送・宿泊サービス(これに農業・農林体験ができる農業体験サービスを付加する場合を含む。)を販売することは、代理、媒介、取次、利用のいずれにも該当しないことから、旅行業に該当しない。

国自旅第250号

平成15年3月28日

各地方運輸局自動車交通部長
沖縄総合事務局運輸部長

} 殿

宿泊施設がその宿泊者を対象に行う送迎のための輸送について

自動車交通局旅客課長

「構造改革特区推進のためのプログラム」（平成14年10月11日構造改革特区推進本部決定）別表2及び「規制改革の推進に関する第2次答申—経済活性化のために重点的に推進すべき規制改革—」（平成14年12月12日総合規制改革会議答申）別表において、「農家民宿等がその宿泊者を対象に行う送迎のための輸送が可能であることの明確化」が挙げられており、平成14年度中に「グリーンツーリズム推進のため、公共交通機関の利用が困難な地域において、農家民宿等がその宿泊者を対象に行う送迎のための輸送については、その輸送活動により旅客輸送に係る公衆の利便が阻害されるおそれがなく、宿泊者に対するサービス向上の一環として行うかぎりにおいて可能であるような運用の明確化を図る」ととされているところである（別紙参照）。

これを踏まえ、農家民宿等を含めた宿泊施設がその宿泊者を対象に行う送迎のための輸送について、今後下記のように取り扱うこととするので、その趣旨及び内容を十分了知されたい。

なお、本件については、社団法人日本バス協会会長、社団法人全国乗用自動車連合会会長、社団法人全国個人タクシー協会会長及び財団法人全国福祉輸送サービス協会会長に対して別添のとおり通知したので申し添える。

記

1. 農家民宿等を含めた宿泊施設がその宿泊者を対象に行う送迎のための輸送については、当該宿泊施設における宿泊サービスの一環として行われるものであって、旅客自動車運送事業類似行為とならない場合には、道路運送法上の問題は無い。
2. 1. にいう「送迎のための輸送」とは、当該宿泊施設の利用のため又は当該宿泊施設からの出発のために、宿泊施設の最寄りの駅又はこれに準ずる場所と当該宿泊施設との間で行われる輸送をいう。なお、「最寄りの駅又はこれに準ずる場所」であるか否かの基準は地域の実情によって異なると考えられ、社会通念上最寄りであるか否かが判断基準となるが、拡大解釈されるべきではないのは言うまでもない。
3. 1. にいう「当該宿泊施設における宿泊サービスの一環」とは、当該宿泊施設における本来的なサービスである宿泊サービスと輸送が密接不可分で、その業務過程の中に包摂され、輸送が独立性を有しないものであるということの意味するものである。
4. 1. にいう「旅客自動車運送事業類似行為」となる場合とは、例えば、送迎に係る金額を宿泊料金とは別に明確に示している場合や、送迎を利用する者と利用しない者との間に明らかな宿泊料金の差があり、その差が送迎に係る対価に該当するという説明以外にその差に対する合理的な説明が困難であるような場合等をいう。

各〔都道府県知事〕
〔政令市市長〕殿
〔特別区区长〕

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全部長
(公印省略)

旅館業法施行令の一部を改正する政令の施行等について

本日公布された旅館業法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第98号。以下「改正令」という。）により、旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「令」という。）が改正され、平成28年4月1日から施行されることとなったところである。その改正の趣旨、内容等は下記第1のとおりである。

また、これに関連して、下記第2のとおり旅館業における衛生等管理要領（「公衆浴場における衛生等管理要領等について」（平成12年12月15日付け生衛発第1811号厚生省生活衛生局長通知）の一部を改正するとともに、これらの改正に関し、下記第3により運用上の留意事項等を示したので、これらの内容について十分御了知の上、貴管下営業者に対する周知徹底及び指導等について、遺漏なきよう適切な対応を願いたい。

記

第1 旅館業法施行令の一部改正について

1 改正の趣旨

住宅（戸建住宅、共同住宅等）の全部又は一部を活用して宿泊サービスを提供するいわゆる「民泊サービス」（以下「民泊サービス」という。）については、様々なニーズに応えつつ、宿泊者の安全性の確保、近隣住民とのトラブル防止などが適切に図られるよう、適切なルールづくりが求められている。

その一方、民泊サービスを反復継続して宿泊料とみなすことができる対価を得て行う場合、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）に基づく許可が必要であるにもかかわらず、許可を得ずに実施されるものが広がっており、これに早急に対応することが求められている。

こうした状況を踏まえ、令第1条第3項に規定する客室の延床面積の基準を衛生水準の確保が可能な範囲において緩和することにより、簡易宿所の枠組みを活用して法に基づく許可取得の促進を図るものである。

2 改正の内容

令第1条第3項に規定する簡易宿所営業の施設の構造設備基準のうち、同項

第1号に規定する客室の延床面積について、「33平方メートル以上であること」を、「33平方メートル（法第3条第1項の許可の申請に当たって宿泊者の数を10人未満とする場合には、3.3平方メートルに当該宿泊者の数を乗じて得た面積）以上であること」に改める。

第2 旅館業における衛生等管理要領の一部改正について

旅館業における衛生等管理要領（以下「要領」という。）に関して、上記第1の改正令と同様に、民泊サービスについて、簡易宿所の枠組みを活用して法に基づく許可取得の促進を図る観点から、別紙1新旧対照表のとおり改正し、平成28年4月1日から施行する。

第3 運用上の留意事項等について

1 法第2条第4項においては、「簡易宿所営業」の施設について、「宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設」と定義されており、また、多数人とは、2人以上をいうものである旨これまで示しているところであるが、今回の改正に伴い、この解釈を変更するものではないこと。すなわち、1施設で2人以上の宿泊が可能なものであること。

2 簡易宿所営業の営業許可の申請手続については旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号）第1条に規定しているところであるが、申請に当たり、申請者に対し、同条第1項第5号の規定（営業施設の構造設備の概要）に基づき、施設に同時に宿泊する者の最大の数についても記載させること。

また、客室の延床面積を33平方メートル未満とし、かつ、宿泊者の数を10人未満とした申請に対する営業許可に当たっては、法第3条第6項の規定に基づき、客室における宿泊者1人当たりの床面積を3.3平方メートル以上とすることを営業を行う条件として附すこと。当該条件を附すことにより、当該条件を満たさなくなった場合、法第8条の「この法律に基づく処分に違反したとき」として、営業許可の取消し又は営業の停止の対象となるものであること。

3 都道府県（保健所を設置する市及び特別区を含む。以下「都道府県等」という。）においては、令第1条第3項第7号の規定に基づく簡易宿所営業の施設の構造設備の基準、法第4条第2項の規定に基づく衛生措置の基準等を定める条例の規定について、今回の改正の趣旨や、今回の改正により簡易宿所営業として営業することが可能となる小規模な施設の特性を踏まえ点検し、必要に応じて条例の弾力運用や改正等を行っていただくようお願いする。

なお、改正令及び要領の一部改正の施行日を平成28年4月1日としているところであるが、これは、都道府県等における必要な条例改正等を施行日前に行うことまでを求めるものではないこと。ただし、可能な限り早期に条例改正等の必要な対応を行っていただくようお願いする。

4 特に、上記第2（別紙1新旧対照表）のとおり、玄関帳場等の設置について、宿泊者の数を10人未満として申請がなされた施設であって、要領のⅡの第2の3（1）及び（2）に掲げる要件を満たしているときは、玄関帳場等の設備を設けることは要しないこととするところ、改正の趣旨を踏まえ、簡易宿所営業における玄関帳場等の設置について条例で規定している都道府県等においては、実態に応じた弾力的な運用や条例の改正等の必要な対応につき、特段の御配慮

をお願いします。

なお、この場合における当該要件の具体的な内容については、「旅館業法施行規則の一部を改正する省令の施行について」（平成24年4月1日付け健発0401第1号厚生労働省健康局長通知）の第2の4及び5に示した例などを参考としつつ、使用する施設の構造や管理体制等を踏まえ判断願いたい。

- 5 法の遵守の徹底については、これまでも「旅館業法の遵守の徹底について」（平成27年11月27日付け生食衛発1127第1号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部生活衛生課長通知。以下「平成27年11月27日付け通知」という。）等により要請しているところである。法に基づく許可取得を促進するため、今回の改正内容のみならず、今回の改正を踏まえて、自宅の一部やマンションの空き室などを活用する場合においても、反復継続して宿泊料とみなすことができる対価を得て人を宿泊させるサービスを提供する場合には、国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）に規定する国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業として実施される場合を除き、法に基づく許可を取得することが必要である旨、併せて周知するとともに、事業者への指導徹底を図っていただくようお願いする。
- 6 平成27年11月27日付け通知において、法に基づく許可に当たり、管理規約等を踏まえた適正な使用権原の有無等についても留意した対応を要請したところである。民泊サービスで特に懸念される近隣住民等とのトラブルを防止する観点から、法に基づく許可に当たっては、関係法令だけでなく、賃貸借契約、管理規約（共同住宅の場合）に反していないことの確認に努めていただくようお願いする。
- 7 国内におけるテロ行為等の不法行為を未然に防止するためにも、不特定多数の者が利用する旅館等における安全確保のための体制整備は非常に重要であるが、今回の改正を踏まえ、警察庁から改めて別紙2のとおり依頼があった。宿泊者名簿の必要事項の記載の徹底については、これまでも繰り返し周知の徹底、指導をお願いしてきたところであるが、今回の改正により、小規模な施設が簡易宿所営業として営業することが可能となることから、営業者に対し、「旅館等における宿泊者名簿への記載等の徹底について」（平成26年12月19日付け健発1219第2号厚生労働省健康局生活衛生課長通知）に示す営業者が実施すべき措置の内容につき、改めて周知及び指導等の徹底をお願いする。

各
〔都道府県知事〕
〔政令市市長〕 殿
〔特別区区长〕

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全部長
(公印省略)

旅館業法施行規則の一部を改正する省令の施行について

本日公布された旅館業法施行規則の一部を改正する省令（平成28年厚生労働省令第68号。以下「改正規則」という。）により、旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号。以下「規則」という。）が改正され、平成28年4月1日から施行されることとなったところである。その改正の趣旨、内容、留意事項等は下記のとおりである。

ついては、これらの内容について十分御了知の上、貴管下営業者に対する周知徹底、指導等について、遺漏なきよう適切な対応を願いたい。

記

第1 改正の趣旨

現在、農林漁業者が農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成6年法律第46号）第2条第5項に規定する農林漁業体験民宿業を営む施設は、旅館業法施行令（昭和32年政令第152号）第1条第3項第1号に定める簡易宿所営業の客室延床面積の基準を適用しないこととしている。

「規制改革実施計画」（平成27年6月30日閣議決定）及び「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成27年12月22日閣議決定）において、体験学習の更なる推進の観点から、農林漁業体験民宿の受け入れ先を増やすため、農林漁業者以外でも自宅の一部を活用して宿泊サービスを提供する場合には、簡易宿所営業の客室延床面積の基準を適用除外とするよう検討し、必要な措置を行うこととされた。

これを受け、農林漁業者以外の者がその居宅において農林漁業体験民宿業を営む場合についても、当該基準を適用しないこととするものである。

第2 改正の内容

これまで、農林漁業者が農林漁業体験民宿業を営む場合については、簡易宿所営業の客室延床面積基準を適用しないこととされていたが、農林漁業体験民宿業に係る施設であって、農林漁業者又は農林漁業者以外の者（個人に限る。）がその居宅において営む場合についても簡易宿所の客室延床面積基準を適用しないこととしたこと（改正規則による改正後の規則第5条第1項第4号）。

第3 運用上の留意事項等について

- 1 農林漁業者が農林漁業体験民宿業を営む場合については、「農林漁業者が農林漁業体験民宿業を営む施設について」（平成26年3月31日付け健衛発0331第3号厚生労働省健康局生活衛生課長通知）にて、法人経営を行う家族経営体（いわゆる一戸一法人）である農林漁業者が営むときも、規則第5条第1項第4号を適用するものである旨を示しているところであるが、農林漁業者以外の者が農林漁業体験民宿業を営む場合については、個人が営む施設に限り、改正規則による改正後の規則第5条第1項第4号を適用するものであること。
- 2 これまで農林漁業体験民宿業については、農林漁業体験民宿業を営む者の居宅において行うこととして運用してきたが、今般、その旨を条文上明確化したものであること。

消 防 予 第 71 号
平成 29 年 3 月 23 日

各都道府県消防防災主管部長 }
東京消防庁・各指定都市消防長 } 御中

消 防 庁 予 防 課 長
(公 印 省 略)

一般住宅を宿泊施設や飲食店等に活用する場合における消防用設備等に係る消防法令の技術上の基準の特例の適用について（通知）

従来、民宿等における消防用設備等に係る消防法令の技術上の基準の特例の適用については「民宿等における消防用設備等に係る消防法令の技術上の基準の特例の適用について」（平成 19 年 1 月 19 日付け消防予第 17 号）に規定されていましたが、平成 28 年 12 月 21 日に開催された「歴史的資源を活用した観光まちづくりタスクフォース」において、「古民家を宿泊施設、レストラン等に活用する場合の消防用設備等の基準の適用について、今後地域から寄せられる相談・要望等を踏まえ防火安全性を確保した上で特例の考え方等の整理・公表を行う。」とされたことに伴い、上記タスクフォースに参画している有識者や関連する消防機関等と意見交換を行った結果、下記の要件を満たす防火対象物については、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号。以下「令」という。）第 32 条の規定を適用し、その特例を認めて差し支えないこととしたので通知します。

これに伴い、「民宿等における消防用設備等に係る消防法令の技術上の基準の特例の適用について」（平成 19 年 1 月 19 日付け消防予第 17 号）は廃止します。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知されますよう、お願いします。

なお、この通知は消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

第 1 特例基準を適用できる防火対象物

従来、建物全体が一般住宅の用に供されていた戸建ての家屋で、令別表第一（1）項から（15）項までに掲げる防火対象物（以下「令別表対象物」と

いう。)又は複合用途防火対象物に該当するもの。

第2 特例基準を適用できる消防用設備等 「誘導灯」及び「誘導標識」

第3 特例基準の要件及び内容

第1に適合する防火対象物において、以下の1から3に該当する部分には、令第26条の規定にかかわらず、当該各部分における誘導灯及び誘導標識の設置を要しないものとする。

1 次の(1)から(3)までのすべての要件に該当する避難階

(1) 以下のいずれかの要件に該当すること。

ア 各居室から直接外部に容易に避難できること。

イ 防火対象物に不案内な者でも各居室から廊下に出れば、夜間であっても迷うことなく避難口に到達できること等簡明な経路により容易に避難口まで避難できること。

(2) 防火対象物の外に避難した者が、当該防火対象物の開口部から3m以内の部分を通らずに安全な場所へ避難できること。

(3) 防火対象物の従業者がその利用者に対して避難口等の案内を行う、利用者から見やすい位置に避難経路図を掲示する等により、防火対象物に不案内な利用者でも容易に避難口の位置を理解できる措置が講じられていること。

2 次の(1)から(3)までのすべての要件に該当する2階以上の階であって避難階以外のもの

(1) 防火対象物に不案内な者でも各居室から廊下に出れば、夜間であっても迷うことなく避難階に通ずる階段に到達できること等簡明な経路により容易に避難できること。

(2) 非常用の照明装置を廊下等の避難経路に設置すること又は利用者が常時容易に使用できるように携帯用照明器具を居室内に設置すること等により、夜間の停電時等においても避難経路を視認できること。

(3) 1(3)の要件を満たしていること。

3 一般住宅の用途に供される部分が存する防火対象物の部分のうち、当該一般住宅の用途に供される部分(令別表対象物の用途に供される部分からの避難経路となる部分を除く。)

第4 特例基準の適用にあたっての留意事項等

1 第3、1(1)アの要件である「直接外部に容易に避難できること」とは、すべての居室において、他の室を経由することなくガラス戸等を開けることにより容易に外に避難できることをいう。なお、ガラス戸部分に腰壁がある場合、雨戸等により当該防火対象物に不案内な者が外部であることを判断できない可能性がある場合等の避難に支障がある場合は適用できない

いこと。

- 2 第3、1(1)イ及び第3、2(1)の要件である「夜間であっても迷うことなく」とは、当該防火対象物の利用者が各居室から廊下又は通路に出た際に、避難口や避難階に通ずる階段を容易に見とおし、かつ、識別することができる必要があり、各居室から避難口に通ずる廊下又は通路に曲り角等がないこと。
- 3 消防機関へ通報する火災報知設備に係る技術上の基準の特例については、「消防機関へ通報する火災報知設備の取扱いについて」(平成8年2月16日付け消防予第22号)3(1)及び(2)によらるたいこと。

総務省消防庁予防課設備係 担当：田中、千葉、吉岡 TEL：03-5253-7523 FAX：03-5253-7533

「とくしま農林漁家民宿」相談窓口一覧

＜総合相談窓口＞

南部総合県民局農林水産部＜阿南＞ 農業支援担当
〒774-0030 徳島県阿南市富岡町あま谷46
電話 0884-24-4182

南部総合県民局農林水産部＜美波＞ 農業支援・六次化推進担当
〒779-2305 美波町奥河内字弁才天17番地1
電話 0884-74-7493

西部総合県民局農林水産部＜美馬＞ 食農・企画担当
〒779-3602 美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73
電話 0883-53-2271

東部農林水産局＜徳島＞ 企画総務担当
〒770-0855 徳島市新蔵町1丁目67番地 徳島合同庁舎
電話 626-8514

	とくしま農林漁家民宿確認要綱	旅館業法、食品衛生法	消防法	水質汚濁防止法	建築基準法	体験型・滞在型観光
県	鳥獣対策・里山振興課 里山振興担当 621-2706	安全衛生課 HACCP食品安全担当 621-2229	消防保安課 消防担当 621-2109	環境管理課 水質担当 621-2332	建築指導室 指導・宅建担当 621-2595	観光政策課 観光プロモーション担当 621-2338
徳島市	東部農林水産局＜徳島＞ 企画総務担当 626-8514	東部保健福祉局 ＜徳島保健所＞ 食品衛生担当 652-5154	徳島市消防局 656-1193	徳島市役所 環境保全課 621-5213	徳島市役所 建築指導課 621-5272	観光政策課 観光プロモーション担当 621-2338
鳴門市	東部農林水産局＜徳島＞ 企画総務担当 626-8514	東部保健福祉局 ＜徳島保健所＞ 食品衛生担当 652-5154	鳴門市消防本部 684-1333	鳴門市役所 環境政策課 683-7571	東部県土整備局＜徳島＞ 建築指導担当 653-8819	観光政策課 観光プロモーション担当 621-2338
小松島市	東部農林水産局＜徳島＞ 企画総務担当 626-8514	東部保健福祉局 ＜徳島保健所＞ 食品衛生担当 652-5154	小松島市消防本部 0885-32-0119	小松島市役所 市民環境課 0885-32-2147	東部県土整備局＜徳島＞ 建築指導担当 653-8819	観光政策課 観光プロモーション担当 621-2338

	とくしま農林漁家民宿確認要綱	旅館業法、食品衛生法	消防法	水質汚濁防止法	建築基準法	体験型・滞在型観光
阿南市	南部総合県民局農林水産部<阿南> 農業支援担当 0884-24-4182	南部総合県民局 保健福祉環境部<阿南> 生活衛生担当 0884-28-9870	阿南市消防本部 0884-22-1120	南部総合県民局 保健福祉環境部<阿南> 環境担当 0884-28-9858	南部総合県民局 県土整備部<阿南> 企画担当 0884-24-4214	南部総合県民局 地域創生防災部<美波> 地域創生担当 0884-74-7353
吉野川市	東部農林水産局<徳島> 企画総務担当 626-8514	東部保健福祉局 <吉野川保健所> 生活衛生担当 0883-36-9017	徳島中央広域連合消防本部 0883-26-1191	吉野川市役所 環境企画課 0883-22-2230	東部県土整備局<吉野川> 総務担当 0883-26-3714	観光政策課 観光プロモーション担当 621-2338
阿波市	東部農林水産局<徳島> 企画総務担当 626-8514	東部保健福祉局 <吉野川保健所> 生活衛生担当 0883-36-9017	徳島中央広域連合消防本部 0883-26-1191	阿波市役所 環境衛生課 0883-36-8711	東部県土整備局<吉野川> 総務担当 0883-26-3714	観光政策課 観光プロモーション担当 621-2338
美馬市	西部総合県民局農林水産部<美馬> 食農・企画担当 0883-53-2271	西部総合県民局 保健福祉環境部<美馬> 生活衛生担当 0883-52-1011	(美馬市以外) 美馬市消防本部 0883-52-3061 (美馬町) 美馬西部消防組合消防本部 0883-63-2214	西部総合県民局 保健福祉環境部<美馬> 環境担当 0883-53-2062	西部総合県民局 県土整備部<美馬> 企画担当 0883-53-2214	西部総合県民局 地域創生観光部<三好> にし阿波観光戦略担当 0883-76-0367
三好市	西部総合県民局農林水産部<美馬> 食農・企画担当 0883-53-2271	西部総合県民局 保健福祉環境部<三好> 生活衛生担当 0883-72-1122	みよし広域連合消防本部 0883-76-5119	三好市役所 環境課 0883-72-3436	西部総合県民局 県土整備部<三好> 企画担当 0883-76-0609	西部総合県民局 地域創生観光部<三好> にし阿波観光戦略担当 0883-76-0367

	とくしま農林漁家民宿確認要綱	旅館業法、食品衛生法	消防法	水質汚濁防止法	建築基準法	体験型・滞在型観光
勝浦町	東部農林水産局<徳島> 企画総務担当 626-8514	東部保健福祉局 <徳島保健所> 食品衛生担当 652-5154	勝浦町役場 総務防災課 0885-42-2511	勝浦町役場 住民課 0885-42-1501	東部県土整備局<徳島> 建築指導担当 653-8819	観光政策課 観光プロモーション担当 621-2338
上勝町	東部農林水産局<徳島> 企画総務担当 626-8514	東部保健福祉局 <徳島保健所> 食品衛生担当 652-5154	上勝町役場 総務課 0885-46-0111	東部保健福祉局 <徳島保健所> 環境試験検査担当 602-8901	東部県土整備局<徳島> 建築指導担当 653-8819	観光政策課 観光プロモーション担当 621-2338
佐那河内村	東部農林水産局<徳島> 企画総務担当 626-8514	東部保健福祉局 <徳島保健所> 食品衛生担当 652-5154	佐那河内村役場 総務課 679-2113	東部保健福祉局 <徳島保健所> 環境試験検査担当 602-8901	東部県土整備局<徳島> 建築指導担当 653-8819	観光政策課 観光プロモーション担当 621-2338
石井町	東部農林水産局<徳島> 企画総務担当 626-8514	東部保健福祉局 <徳島保健所> 食品衛生担当 652-5154	名西消防組合消防本部 674-6788	石井町役場 環境保全課 088-674-6842	東部県土整備局<吉野川> 総務担当 0883-26-3714	観光政策課 観光プロモーション担当 621-2338
神山町	東部農林水産局<徳島> 企画総務担当 626-8514	東部保健福祉局 <徳島保健所> 食品衛生担当 652-5154	名西消防組合消防本部 674-6788	東部保健福祉局 <徳島保健所> 環境試験検査担当 602-8901	東部県土整備局<徳島> 建築指導担当 653-8819	観光政策課 観光プロモーション担当 621-2338
那賀町	南部総合県民局農林水産部<阿南> 農業支援担当 0884-24-4182	南部総合県民局 保健福祉環境部<阿南> 生活衛生担当 0884-28-9870	那賀町消防本部 0884-62-1191	那賀町役場 環境課 0884-62-1192	南部総合県民局 県土整備部<阿南> 企画担当 0884-24-4214	南部総合県民局 地域創生防災部<美波> 地域創生担当 0884-74-7353

	とくしま農林漁家民宿確認要綱	旅館業法、食品衛生法	消防法	水質汚濁防止法	建築基準法	体験型・滞在型観光
牟岐町	南部総合県民局農林水産部<美波> 農業支援・六次化推進担当 0884-74-7493	南部総合県民局 保健福祉環境部<美波> 生活衛生担当 0884-74-7345	海部消防組合消防本部 0884-72-0600	牟岐町役場 住民福祉課 0884-72-3414	南部総合県民局 県土整備部<阿南> 企画担当 0884-24-4214	南部総合県民局 地域創生防災部<美波> 地域創生担当 0884-74-7353
美波町	南部総合県民局農林水産部<美波> 農業支援・六次化推進担当 0884-74-7493	南部総合県民局 保健福祉環境部<美波> 生活衛生担当 0884-74-7345	海部消防組合消防本部 0884-72-0600	美波町役場 住民生活課 0884-77-3613	南部総合県民局 県土整備部<阿南> 企画担当 0884-24-4214	南部総合県民局 地域創生防災部<美波> 地域創生担当 0884-74-7353
海陽町	南部総合県民局農林水産部<美波> 農業支援・六次化推進担当 0884-74-7493	南部総合県民局 保健福祉環境部<美波> 生活衛生担当 0884-74-7345	海部消防組合消防本部 0884-72-0600	海陽町役場 住民環境課 0884-73-4152	南部総合県民局 県土整備部<阿南> 企画担当 0884-24-4214	南部総合県民局 地域創生防災部<美波> 地域創生担当 0884-74-7353
松茂町	東部農林水産局<徳島> 企画総務担当 626-8514	東部保健福祉局 <徳島保健所> 食品衛生担当 652-5154	板野東部消防組合消防本部 698-9902	東部保健福祉局 <徳島保健所> 環境試験検査担当 602-8901	東部県土整備局<徳島> 建築指導担当 653-8819	観光政策課 観光プロモーション担当 621-2338
北島町	東部農林水産局<徳島> 企画総務担当 626-8514	東部保健福祉局 <徳島保健所> 食品衛生担当 652-5154	板野東部消防組合消防本部 698-9902	東部保健福祉局 <徳島保健所> 環境試験検査担当 602-8901	東部県土整備局<徳島> 建築指導担当 653-8819	観光政策課 観光プロモーション担当 621-2338
藍住町	東部農林水産局<徳島> 企画総務担当 626-8514	東部保健福祉局 <徳島保健所> 食品衛生担当 652-5154	板野東部消防組合消防本部 698-9902	藍住町役場 生活環境課 088-637-3116	東部県土整備局<徳島> 建築指導担当 653-8819	観光政策課 観光プロモーション担当 621-2338

	とくしま農林漁家民宿確認要綱	旅館業法、食品衛生法	消防法	水質汚濁防止法	建築基準法	体験型・滞在型観光
板野町	東部農林水産局<徳島> 企画総務担当 626-8514	東部保健福祉局 <徳島保健所> 食品衛生担当 652-5154	板野西部消防組合消防本部 672-0198	東部保健福祉局 <徳島保健所> 環境試験検査担当 602-8901	東部県土整備局<徳島> 建築指導担当 653-8819	観光政策課 観光プロモーション担当 621-2338
上板町	東部農林水産局<徳島> 企画総務担当 626-8514	東部保健福祉局 <徳島保健所> 食品衛生担当 652-5154	板野西部消防組合消防本部 672-0198	東部保健福祉局 <徳島保健所> 環境試験検査担当 602-8901	東部県土整備局<徳島> 建築指導担当 653-8819	観光政策課 観光プロモーション担当 621-2338
つるぎ町	西部総合県民局農林水産部<美馬> 食農・企画担当 0883-53-2271	西部総合県民局 保健福祉環境部<美馬> 生活衛生担当 0883-52-1011	美馬西部消防組合消防本部 0883-63-2214	西部総合県民局 保健福祉環境部<美馬> 環境担当 0883-53-2062	西部総合県民局 県土整備部<美馬> 企画担当 0883-53-2214	西部総合県民局 地域創生観光部<三好> にし阿波観光戦略担当 0883-76-0367
東みよし町	西部総合県民局農林水産部<美馬> 食農・企画担当 0883-53-2271	西部総合県民局 保健福祉環境部<三好> 生活衛生担当 0883-72-1122	みよし広域連合消防本部 0883-76-5119	西部総合県民局 保健福祉環境部<美馬> 環境担当 0883-53-2062	西部総合県民局 県土整備部<三好> 企画担当 0883-76-0609	西部総合県民局 地域創生観光部<三好> にし阿波観光戦略担当 0883-76-0367